御船町農業委員会会議録

令和3年5月10日

御船町農業委員会

令和3年5月定例農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和 3 年 5 月 10 日(月) 13 時 30 分~14 時 30 分
- 2. 場 所 御船町役場第2分庁舎 会議室
- 3. 農業委員(14名)

会 長 1番 富田 早苗 会長職務代理者 2番 荒木 義一

委員3番坂本保男委員9番徳永廣敏

委員4番野田孝光 委員10番渡邉義高

 委員 5番 藤岡 雅子
 委員 11番 芥川 誠

委員6番大西敬一 委員12番福島則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹﨑 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 4番 野田 孝光 5番 藤岡 雅子 6番 大西 敬一

13番 竹崎 幸雄

最適化推進委員 8名

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 6 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 7 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 8 議案第24号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条に ついて
- 9 報告第11号 合意解約について
- 10 報告第12号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですが、お揃いですので、始めさせていただきます。審議に入る前の、総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員4名が欠席ですが、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、5月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いします。

議長

こんにちは。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名 人を指名いたします。7番 森田委員、8番 池田委員よろしく お願いいたします。

それでは、議案第 20 号を提案いたします。事務局の説明をお 願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。 申請番号①

土地の所在地:大字 \bigcirc \bigcirc 字 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \triangle - \triangle 地目:畑 面積 \triangle m² 譲渡人の住所・氏名:大字 \bigcirc \bigcirc \triangle 番地 \bigcirc \bigcirc

譲受人の住所・氏名:熊本市○区○○町○○○ △番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由:3条許可所有権移転(町)

議長

これは、差し戻して再審議になった件です。担当の野田委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

こちらは先月の総会で保留となっていた案件です。4月27日に再度、野田委員と事務局で現地確認を行いました。申請地の間を通っている道路が問題になっておりました。説明資料の3ページをお開き下さい。赤く表示されている所が申請地になります。先ずは、○○・△番地。三角の形状の部分になります。4ページに字図を添えております。5・6ページに移りまずが、6ページは前回提出した写真になります。こちらを見ていただくと道路を挟んで右左に農地があるように見えます。道路も含んだかのように見えてしまいますが、現地で申請者と共に確認を

行いました。正しくは5ページのように、道路で分断された農 地であり、道路の部分は含まないということが判りました。4 ページに戻っていただくと、字図に申請地の脇を緑色で表示し ておりますのが里道になります。実際は黒の点線の表示のよう に、道が真っ直ぐ通っているようになります。字図の表記と現 況の利用が違っていて、この件については、道路を含まない両 サイドの土地ということになります。続いて 7 ページをお願 いします。赤色の L 字型で表示しております○○-△番地。8ペ ージの写真は4月27日に現地調査したものです。9ページは 前回提出した資料になり、双方違いはありません。場所も間違 いありませんでした。7ページの字図ですが、申請地の下側に 緑色で表示しております里道が通っております。こちらの里道 につきましては、この位置にやはり道はなく、黒色の点線で示 すように畑の中を貫いているような形で道がありました。こち らの申請地につきましては、○○-△番地の中を里道が通って いるのが実状でした。この土地を取得された後、「この道を通 らせない」とかということが、あり得るのではないかという意 見がありましたが、事務局で確認しましたところ、付近で営農 されている方々が農道として利用されている道があるので、

「通行の可否について訊くつもりはありません。」と、今まで通り営農を続けることに影響はないということでした。最後に説明資料の 2 ページになりますが、先月も説明しておりますけれども、譲受人株式会社〇〇〇〇さんの件ですが、第 2 項第1号から第 7 号に該当する要件は全て充たしており、何ら問題がないことを申し添えます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。里道があるとのことだったが、 通られないということですか。

事務局 特に 7 ページの L 字型の申請地は、地図のような道はなく、 点線の部分に道が走っているという形になります。

議 長 どうして道をそんな所に作ったのでしょうか、普通自動車は真 ん中を通らないでしょう。

事務局 地籍調査が入っていませんので、この字図自体が明治時代に作られたものと思われ、ここを判るような方は、いらっしゃらないということです。

議 長 前回提出された写真は、舗装されたようにも見えますが。 事務局 ○○-△番地の申請地は、間を舗装してある道路が横断してお ります。

議 長 舗装は地区の人がしたのですか。

事務局 そこのところは、確認できておりません。里道ですので、地区 の営農される方たちで作業されたのではないかと考えられ、一 個人で行ったとは考えにくいと思われます。

2 番 前回の総会での説明では、株式会社○○○○が作ったのではないかとのことではなかったか。何の道でも構わないが、図面上でその道を無くすことや、作り変えることは出来るのですか。

議 長 地籍調査が済んだら、図面におこさなければならない。

事務局 字図上に里道がある場合、個人的な都合で道をつぶすことは一切できません。4ページの字図を見ると、5ページ上段の写真の家屋との間に道が通っていることになるが、現地での調査でもそう思われます。舗装する前から道があったのかは不明ですが、農地を管理する上で多少付け替えるみたいな形で、所有者の承諾を得て舗装されたのではないかと考えられます。

議長 諮らなければなりませんが、譲受人がもし土地を開発する場合、 端に里道があることになっているので、触らないように念を押 しておかねばならないでしょう。

事務局 現状は、建物との間に使えるような道はありません。将来的には、地籍調査のなかで現況に合わせた里道の付け替えというか、公図の訂正という形になります。廃止するという手続きは簡単にはできませんが、地籍調査のなかで現況と公図を見比べながら、地図を作成していると思います。道がなければ、どこかにつくることになります。

議 長 字図に里道が載っていれば、現にそこを耕作していれば里道と して扱わなければならないのではないか。

事務局 地図上に道があるのに、現状無い場合には、無理に現場に形を とりますが、ある程度現況に合わせております。

議 長 他に質問ございませんでしょうか。

3 番 一般的に里道とは、1.8m とか 2.5m 位の幅になるのではないか。写真を見ると広いように見えますが。

事務局 管理者または町で里道をとるとき、最低 90 cmとしております。これは昔牛馬の通れた幅ということです。とはいっても、車社会になって、昔は幅が狭かったが、今回のように広くなっていれば、里道としてその幅を確定していきます。

3 番 現状は何メートル位の幅になっていますか。

事務局 正式に計測はしておりませんが、3m~4m 近くあったと思い

ます。普通車は悠々と通れる幅となっています。

議 長 仮にこの舗装してある道を里道とした場合、認められるのです か。

事務局 土地の扱いについては、難しい部分がありますが、厳密に言えば分筆するべきなのでしょが、道路が入って土地が分断された場合、枝番が付いたりします。昔からよくあるのが、眼鏡という言い方をします。道路とか水路を挟んで同じ番地であるような土地もあります。今回、眼鏡を掛けたような土地になっていますので、分筆をしなければならない状況でもないようですので、譲受人も、そこまでは考えておられないのではないかと思われます。

議 長 里道と認めた場合は、町の所有になるのですか。

事務局 4ページを見ていただくと、緑色の部分が里道となっていますが、土地の地権者から申し出があれば、町としては、「元々道が曲がっていたでしょう。」と主張しにくいものではあります。他の例では、土地の形状が変わっている場合もあります。今回は、真っ直ぐという形で里道主張をおそらくされると思われますが、喫緊には付け替えとか分筆の申請の義務とかは、特段発生しないと思います。

議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。 はい、全員賛成で許可といたします。

> 続きまして、議案第 21 号を提案いたします。事務局の説明を お願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年5月10日提出 御船町農業委員会長 富田早苗。 4ページをお願いします。今月は4条申請、1件あがっており ます。

申請番号(1)

土地の所在地:大字○○ 字○○○ △ 地目:田 面積△㎡

申請者の住所・氏名:大字○○△-△ ○○ ○○

転用目的:貸駐車場 以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、担当の池田委員説

明をお願いいたします。

12 番 はい。4月23日に森田委員、永本推進委員と事務局員とで現地の確認をしました。現地は住宅街の中に取り残されたようなところで、役場から900m位で旧消防署の傍になります。住宅地図と16ページの写真をご覧ください。近くには、眼科と耳鼻科の医院があり、駐車場が不足しているため、貸駐車場として使用したいとのことでした。去年まで農地として使用された痕跡もありました。近隣の同意も取れています。農地区分は3種農地で、面積は297㎡です。一般基準の該当箇所については適当かと判断します。以上のようなことから許可相当と判断します。審議をよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、今の説明にご意見・ ご質問はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいた します。

> はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 続きまして、議案第22号を提案いたします。事務局の説明を お願いいたします。

事務局 はい。議案書の5ページをお開き下さい。

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年5月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。 本日5条の申請が3件挙がっておおります。

申請番号①

土地の所在地:大字○○字○○△番地 地目:畑 面積△㎡ 譲渡人の住所・氏名:大字○○字○○△番地 ○○ ○○ 譲受人の住所・氏名:大字○○字○○△番地△ ○○ ○○ 転用目的:農業用倉庫

申請番号②

土地の所在地:大字○○字○○△番地△ 地目:田 面積△㎡ 譲渡人の住所・氏名:○○市○○区○○△丁目△番△号

00 00

譲受人の住所・氏名:○○市○○区○○△丁目△番△号△

00 00

転用目的:個人住宅

土地の所在地:大字○○字○○△番地△ 地目:田 面積△㎡

譲渡人・譲受人・転用目的については、同上です。 十地の所在地:大字○○字○○△番地△ 地目:田 面積△㎡ 譲渡人・譲受人・転用目的については、同上です。 申請番号③

土地の所在地:大字○○字○○△番地 地目:畑 面積△㎡ 譲渡人の住所・氏名:○○郡○○町大字○○△番地

00 00

譲受人の住所・氏名:○○郡○○町大字○○△番地

○○株式会社

転用目的:倉庫及び資材置場

申請番号③については、以下22筆ありますので確認をお願い します。田 17 筆畑 5 筆計 21,109 ㎡となります。以上です。 はい。ありがとうございました。それでは、申請番号①から担

議長 当の福島委員お願いします。

> 4月23日に田中推進委員と事務局員とで、現地の確認を行っ ております。場所の説明をする前に、申し訳ありませんが説明 資料の20ページお開き下さい。事業計画書のなかで面積が判 りづらくなっていると思います。葉タバコが 2.1ha 水稲が 8ha 飼料用稲が 3.0ha に修正をお願いします。それでは、場所の説 明をします。21 ページをお開き下さい。現地は役場から 3.3 km 国道 443 号コメリホームセンターから吉無田に向かう県道に 入って 1.5 ㎞付近の交差点から宗心原地区へ少し入ったとこ ろです。22ページに計画図、23ページに現場の写真がありま す。内容については、19ページをお開き下さい。農地の区分 は、第2種農地でございます。地目は畑。面積は1筆で624 m² です。申請地の東側西側北側は農地、南側は町道に接しており ます。申請者は、タバコも含めかなりの面積を耕作しておられ ます。それに伴い農機具もかなり所有されておられます。ビニ ールハウスを畑に建てて、農機具を収納されておられる状況で す。農機具の保管場所としてと、新たにライスセンター事業を 始めたいということもありまして、農業用倉庫を建設する計画 を立てられ、実家に近い場所で農地への移動距離も少なく、十 分な面積を確保できることもあり、条件が揃う申請地を選定さ れたものです。以上のことから許可相当と判断しました。皆様 の審議をよろしくお願いします。

はい、ありがとうございました。それでは、福島委員の説明に 議長 対し質問ございませんでしょうか。

12 番

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいた します。

> はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 続きまして、申請番号②番について吉田委員の説明をお願いい たします。

4月23日事務局と現地の確認をしました。先ずは、場所の説 14 番 明をします。説明資料の28ページをご覧ください。国道443 号を益城方面に向かい、矢形川を越えて株式会社インフィニテ ィー手前から右へ曲がり、新しい住宅が立ち並んでいる所にな ります。第2種農地で、面積は、合わせて267㎡になります。 転用目的は個人住宅です。排水は南西側の側溝へ流れます。区 長から排水同意書をいただいております。隣接同意については 北側が農地所有者で、同意を求めましたが、「印鑑を押したく ない。」とのことでした。申請書に顛末書が付いていました。 一般基準の1から10について該当する箇所は、適当と判断し ます。住宅建築については、問題ないと判断しますが、譲渡人 の○○氏は、過去の農地の取得状況など問題もありますので、 事務局と確認を行いました。今回の申請地は、平成29年に3 条許可を得て取得されており、現在は耕作されていませんが、 以前は畑として利用されていたようです。耕した後の写真を確 認しています。23 日の確認をしたとき耕作した形跡がなかっ たので、指導を行った結果、現在はトラクターを入れて耕運す る準備をされています。以上のようなことから、総合的に許可 相当と判断します。審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対し質問ございませんでしょうか。

2 番 この写真を見れば、早くから耕作をしていないようにも見えま すが。

議長 事務局が指導したのではないですか。1年1作が条件であり、 始末書も出てはいません。奥の農地も、この譲渡人ではなかっ たですか。

12 番 平成 29 年に移転したときは、耕作されていたようです。菊芋が栽培されていた形跡が見られました。事務局の指導で、トラクターを入れて耕そうとしていることも事実であります。

事務局 今日の午前中に、トラクターが置いてあるのを確認しております。

2 番 このような疑いが持たれるような場合は、証拠写真でもあれば と思います。口頭でも約束すれば、守っていただかないと。

議 長 作業日報に写真を付けて上げてもらうとかでしょうか。それでは、許可ということでよろしいですね。

全委員 異議なし。

3

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。 それでは、申請番号③について担当の坂本委員お願いします。

番 吉田委員同様初めての説明なりますので、よろしくお願いいた します。説明の35ページをご覧ください。4月23日に大森推 進委員と事務局とで現地を確認しました。場所は、国道 443 号 線沿いの、小池・高山インターチェンジの出入口から 200m 程 益城方面進んだところです。場所は御船町にあるのですが、地 主は10名全員益城町の方々です。地目は田畑両方ありますが、 現況は昨年まで耕作されていた農地で、転用が必要になります。 次に32ページをお開き下さい。農地の区分は、第3種農地に なります。申請面積は、21,109 ㎡になります。2 町 1 反です。 転用の目的は、倉庫及び資材置場になるそうです。倉庫の不足 解消及び緊急支援を実施したいため、所有者と売買契約合意と 移転も同意を得て、農地法第5条申請に至りました。今回5,000 m^{*}・5 反を越えるため、配置図を見て判りますように、川の方 の端になりますけれども、調整池を設置してあります。隣接地 の所有者から、隣接同意書ももらっています。一般基準の1か ら 10 において該当する箇所は、適当と判断します。小池・高 山インターチェンジから半径 300m は、その転用が簡単に出 来るという法律があるそうなのですので、近辺はどんどん開発 が進んでおります。以上のようなことから、総合的に許可相当 と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対 し質問ございませんでしょうか。

地図で言えば、東の方の茶色は、インターチェンジからの国道で、西側の茶色はサントリーの外周道路ですね。

3 番 申請地は、国道 443 号からサントリーの外周道路までとなり ます。

議長雨水は、調整池から既存の排水路へ流すのですか。

3 番 左側に小さな川があり、オーバーフローした分はそちらに落ちることになります。

議 長 右側の水色の線、これも排水施設ですか。

3 番 ここは、河川になります。

事務局 くぼみがある所は、国道が通っており分断されていますが、町 境で益城町の土地になります。またここは市街化調整区域という規制掛かっており、申請出来ないということで、今回は開発 地域の対象外とになっております。

議 長 他に、ご質問ございませんでしょうか。

2 番 36ページの443号に斜めの点線が町境なのですか。

事務局 ゼンリンの地図は正確ではなく、37 ページの地図が正しいものになります。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。 はい、全員賛成で、許可といたします。

> 続きまして、議案第 23 号を提案いたします。事務局の説明を お願いいたします。

事務局 議案書の9ページをお願いします。

議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。 10 ページに新規の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 13 件、田の 28,533 ㎡、畑の 6,442 ㎡、計の 34,975 ㎡です。 11 ページには、再設定の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。 4 件、田の 21,450 ㎡、畑の 1,847 ㎡、計の 23,297 ㎡です。続いて 12 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年5月10日提出 上益城郡御船町。

令和 3 年第 5 回農用地利用集積計画総括表になります。左側に今月分、右側に本年度の累計です。合計値のみ読み上げます。田 49,983 ㎡、内再設定が 23,119 ㎡、畑の 8,289 ㎡、内再設定が 1,847 ㎡、計の 58,272 ㎡、内再設定が 24,966 ㎡となります。本年累計です。田 207,861 ㎡、内再設定が 37,892 ㎡、畑の 117,583 ㎡、内再設定が 39,773 ㎡となります。計の 325,444 ㎡、内再設定が 107,665 ㎡です。所有権移転が 4,654 ㎡となります。以上です。

議 長 はい。それでは、事務局の説明に対して承認していただける方 の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、承認といたします。 続きまして、議案第24号を提案いたします。 事務局の説明を

お願いいたします。

事務局 議案書の14ページをお開き下さい。

議案第24号 農業振興地域の整備に関する法律施行第3条の2の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和3年5月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。 続いて15ページをお願いします。農用地利用計画の変更とい うことで、農振の編入の申し出があっております。変更しよう とする土地の所在、○○町大字○○字○○△番地外4筆。別紙 として次の16ページに一覧を付けております。田の5筆、計 2,517 ㎡になります。変更理由といたしまして、中山間地域等 直接支払制度の対象農用地の編入ということになっておりま す。説明資料の39ページから位置図等の資料を作っておりま す。40ページのゼンリンの地図で説明しますと、判りにくい ですけれども、田代東部地区の〇〇商店から下って、川角の三 差路を右に行けば吉無田高原方面ですが、左へ登って行った先 の農地になります。次の41ページに航空写真を付けておりま す。こちらも見にくいですけれども、真ん中付近に黄色く表示 された箇所が申請地になります。中山間地域の直接支払制度へ 編入される際には、農振・農用地に入っていないと対象になら ないということで、申し出があっております。以上です。

議 長 はい。それでは、質問ございませんでしょうか。

2 番 農振は、中山間は傾斜、角度はありますか。

事務局 傾斜は、20m 進んで 1m 下がる形になります。現場は、土改 連の方で実測しております。

議 長 それでは、皆さんにお諮りいたします。この5筆を編入するということに賛成でよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、編入について同意することにします。それでは、続きまして、報告第11号から第12号まで事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の17ページをお開き下さい。

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和3年5月10日提出 御船町農業委員会。

今月は、3 件の合意解約書が提出されております。18 ページと 19 ページに載せておりますのでご確認ください。

引き続き、議案書の20ページです。

報告第12号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和3年5月10日提出 御船町農業委員会。

4件の耕作証明書を発行しておりますので、それぞれご確認をお願いします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを 証明するためにここに署名する。

8番